

マイナンバーカード交付関連事務職員 会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、マイナンバーカード交付関連事務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、面接により行う。

3 再度の任用を行う場合には、業務縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間は下記のとおりとする。

「勤務日数及び勤務時間」

ア 1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

- ・午前9時00分から午後3時45分まで
- ・午前10時45分から午後5時00分まで
- ・午前12時15分から午後7時00分まで
- ・午前12時45分から午後7時30分まで

イ 1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

- ・午前9時00分から午後5時15分まで
- ・午前9時15分から午後5時30分まで
- ・午前9時45分から午後6時00分まで
- ・午前10時45分から午後7時00分まで
- ・午前11時15分から午後7時30分まで

「休憩時間」

45分

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。